

■学校経営のポイント

児童虐待に関わる教職員の義務

喜名 朝博

令和6年度の児童虐待相談対応件数が公表された。対前年度比マイナス0.8%で223,691件。ここ30年で初めての減少となった。

ただ、この数字はあくまで、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数であり、相談や通告されていない案件が隠れていることは想像に難くない。

虐待か否かの判断は不要

2021年に東京都が18歳以上の都民を対象に行った児童虐待についてのアンケートでは、実際に虐待(疑いを含む)を見聞きして通告(通報)したことがあると答えた人は約14%、通告(通報)しなかったと答えた人は約7%であった。その理由のうち最も多かったのは「虐待かどうか判断できなかった」で約59%。次いで「関わりたくない」が約19%、「近隣トラブルがこわい」および「ほかの人が通告(通報)すると思った」がそれぞれ約15%となっている。これらが、児童虐待が顕在化しにくい原因の一つである。

しかし、最終的に児童虐待かどうかを判断するのは通報・通告を受けた児相などである。学校も含め発見者は確定した判断をする必要はなく、その疑いがあった時点で通告しなければならない。

児童虐待の通告は義務である

とくに子どもたちの命を預かる学校には、法律により児童虐待防止の様々な責務が課せられている。

「児童虐待の防止等に関する法律」の2条では、児童虐待の定義を示しており、その類型は以下の4つである。(ここでいう児童は児童福祉法により18歳未満の者を指す)

- ①児童の身体に外傷が生じる暴行をしたり、生じるおそれのある暴行をしたりすること。
- ②児童にわいせつな行為をしたり、児童にわいせつ

な行為をさせたりすること。

- ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②、④の行為と同様の行為を放置すること、その他保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④児童に対する著しい暴言や著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

5条1項は、学校や教職員等、児童の福祉に業務上・職務上関係のある団体や職員は「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」として、児童虐待の早期発見の努力義務を規定している。教職員は常に子どもたちの身体的・精神的状況を把握し、組織として児童虐待の早期発見に努めなければならない。

そして6条1項が規定するように、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならないとする通告義務が課されている。

教職員が児童虐待の類型を理解して早期発見に努め、虐待を受けたと思われる時点で関係機関に通告することが、子どもたちの命を救うことになる。

子どもたちの人権は守られているか

児童虐待だけでなく、いじめも含め子どもたちの人間関係を人権の視点で見えていくことが求められる。これは、登校していない子どもたちに対しても同様である。あらゆる方法を駆使して、子どもたちの状況を把握しておきたい。さらに、教師自身が法の定義④にあるような行為をしていないだろうか。「著しい暴言や著しく拒絶的な対応」の「著しい」は、受け手側の子どもたちの感覚であることを忘れてはならない。教職員の人権感覚のアップデートが求められる。

(きな・ともひろ=国士舘大学教授/全国連合小学校長会顧問)

選りすぐり! 話したくなる校長講話 75

【編集】教育開発研究所/四六判/定価 2,420 円

本の詳細およびご予約は、右QRコードより小社ホームページをご利用ください。

